

2019年7月30日

鹿島道路株式会社  
代表取締役社長 吉弘 英光  
問合せ先  
総務・人事部長 渡部 剛  
(TEL. 03-5802-8001)

## 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、2017年2月28日に全国において販売するアスファルト合材の販売価格の決定に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

お取引先様をはじめ関係者の皆様に多大なるご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、役員職員一同、更なるコンプライアンスの強化・充実に努めてまいります。

### 記

#### 1. 排除措置命令の概要

当社は、全国において販売するアスファルト合材の販売価格の決定に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められたとして、違反行為が消滅していることを確認し、今後同様の行為が行われないように必要な措置を講じること等を命じられました。

#### 2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額：58億157万円

納付期限：2020年3月2日

#### 3. 今後の対応

排除措置命令及び課徴金納付命令の内容には、事実認定と法解釈において当社と公正取引委員会との間で見解の相違があることから、各命令の内容を精査・確認のうえ、取消訴訟の提起を含め、今後の対応を慎重に検討いたします。

#### 4. 業績への影響

2019年3月期決算において、課徴金の支払いに備えるため、2019年3月6日に受領した課徴金納付命令書（案）に基づき独占禁止法関連損失引当金87億円を計上していましたが、納付すべき課徴金の額が前記2記載の金額となったことから、2020年3月期決算において、独占禁止法関連損失引当金戻入額29億円を特別利益として計上する予定であります。

以上